



災害時における災害応急対策業務 に関する協定書

内閣府 沖縄総合事務局

一般社団法人 日本建設業連合会 九州支部



災害時における災害応急対策業務に関する協定書

内閣府沖縄総合事務局長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会九州支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における災害応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、業務の実施範囲において発生した、地震・大雨等の異常な天然現象及び予期できない災害・事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の、「乙」又は「甲が特定する乙の会員」が実施する応急対策業務に関し、業務の実施内容を定め、もって、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、沖縄総合事務局開発建設部が管理若しくは工事中の公共土木施設（以下、「所管施設」という。）における災害又は事故の発生箇所とする。

（業務の実施内容）

第3条 甲又は沖縄総合事務局開発建設部所管事務所の長（以下、「事務所長」という。）は、乙に第2項に規定する業務を要請することができるものとする。なお、要請は原則として書面によるが、緊急の場合は口頭または電話により行い、後日、速やかに書面で要請手続きを行うものとする。

- 2 乙の会員は、甲の要請により被災施設等の状況調査・応急対策を行うものとする。
- 3 乙又は乙の会員は、甲から要請があった場合には、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。
- 4 上記に係る手順の詳細については、別に定めるものとする。

（応急対策業務等の要請）

第4条 甲は、所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、乙に対し乙の会員の情報（連絡先、応援可能人員）を別に定める様式で要請することができるものとする。

- 2 乙は前項の規定に基づく要請があった場合は、速やかに会員の情報を収集し、甲に報告するものとする。
- 3 甲は前項の情報に基づき、応急対策業務を要請する会員を特定するものとする。なお、会員を特定した場合は、乙及び特定した乙の会員に原則として書面で通知するが、緊急の場合は口頭または電話により行い、後日速やかに書面で通知するものとする。

(業務の実施体制)

第5条 乙は、緊急連絡先名簿を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

2 乙は、支部内の連絡体制表を作成し、毎年6月末迄に甲に提出するものとする。

また、変更が生じた場合も同様とする。

3 乙は、業務を早急に実施できるように予め必要な建設資機材の調達方法についての実施体制表を作成し、毎年6月末迄に甲に提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

(契約の締結)

第6条 甲は、第3条第2項に基づき特定した乙の会員と遅滞なく業務の内容に応じた請負契約を締結するものとする。

(地方公共団体から要請に基づく措置)

第7条 甲は、地方公共団体から被災施設等の状況調査・応急対策の要請があったときは、乙にこれらの業務の実施を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、可能な範囲でこれに応じるものとする。

3 第1項による要請に要する費用は、甲に要請した地方公共団体が負担するものとし、乙の会員と要請内容に応じた請負契約を遅滞なく締結するものとする。

(広域的な要請業務)

第8条 乙が地方整備局等から要請を受け、本協定に基づく業務の実施が困難な場合、甲は乙を通じて、

第3条第2項に規定する被災施設等の状況調査・応急対策業務の要請について、乙の他の支部（会員含む）に行うことができるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。

なお、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。

なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(その他)

第10条 8条に伴う費用負担等、この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする

平成30年 6月 8日

甲 内閣府 沖縄総合事務局長

能登 靖



乙 一般社団法人 日本建設業連合会 九州支部長

河野 健吾



